

議案第9号参考資料1

利根町介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
第1条及び第1条の2 省略 (保険料率) 第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第38条第1項第1号に掲げる者 <u>27,900円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>41,800円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>41,800円</u> (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>50,200円</u> (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>55,800円</u> (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>66,900円</u> (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>72,500円</u> (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>83,700円</u> (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>94,800円</u>	第1条及び第1条の2 省略 (保険料率) 第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第38条第1項第1号に掲げる者 <u>30,500円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>46,000円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>46,300円</u> (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>60,400円</u> (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>67,200円</u> (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>80,600円</u> (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>87,300円</u> (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>100,800円</u> (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>114,200円</u> <u>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 127,600円</u> <u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 141,100円</u> <u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 154,500円</u>

2 保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度におけるの保険料率は、第1項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項第1号に掲げる者 16,700円
- (2) 第1項第2号に掲げる者 27,900円
- (3) 第1項第3号に掲げる者 39,000円

第3条 省略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ

に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 161,200円

2 保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度におけるの保険料率は、第1項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項第1号に掲げる者 19,100円
- (2) 第1項第2号に掲げる者 32,500円
- (3) 第1項第3号に掲げる者 46,000円

第3条 省略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに

該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略) 第5条以下 省略	4 (略) 第5条以下 省略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 改正後の利根町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
------------------------------	---